

CHASE-3PT ユーザー会規約

制定平成16年2月9日

(名称)

第1条 本組織はCHASE-3PT ユーザー会という。(以下、単に「ユーザー会」という。)

(目的)

第2条 「戦略的基盤ソフトウェアの開発」プロジェクトで開発する、ナノシミュレーションシステムCHASE-3PTの普及、技術移転を目的とする。

第3条 ユーザー会は前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) ユーザー会会員へのCHASE-3PTに関する情報の優先的な提供。
- (2) ユーザー会会員のCHASE-3PTに関する個別の質問に対する可能な範囲での回答。
- (3) その他、目的を達成するために必要な活動。

(会員)

第4条 会員は個人およびメンバー機関より構成される。

2.メンバー機関とは、ユーザー会の目的に賛同し、ユーザー会に参加する機関(企業の部署、大学等の研究機関の研究室など)である。

(加入、脱退及び除名)

第5条 ユーザー会への加入を希望するものは、所定の書面で事務局に申し込み、ユーザー会代表の承認を経て加入することができる。

2. 会員が退会する場合は、事前に書面で事務局に届け出なければならない。

3. 会員がユーザー会の名誉を毀損し、または本ユーザー会の目的に反する行為をしたときは、代表がこれを除名することができる。

(役員の種類及び定員)

第6条 ユーザー会には、代表1名、幹事を2名以上7名までを置く。

(役員の内免)

第7条 代表は大野隆央とする。新たな代表が必要な場合、代表の合意により選任する。幹事は代表が内免する。

(役員の内務)

第 8 条 代表は、ユーザー会を代表し、会務を総理する。

2 . 幹事は代表を補佐する。

(役員 の 任期)

第 9 条 代表の任期は終身とする。但し、本人の申し出により退任することができる。

(役員 の 報酬)

第 10 条 役員は無報酬とする。

(総会)

第 1 1 条 総会は会員により構成する。

2 . 総会は、代表が必要と認めたときに開催する。

(議長)

第 1 2 条 総会の議長は、代表がこれにあたる。

(定員数および議決)

第 1 3 条 総会は、会員の 5 分の 1 以上の出席(委任状、代理人を含む)をもって成立する。

(事務局)

第 1 4 条 ユーザー会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 . 事務局は代表が任免する。

(幹事会)

第 1 5 条 ユーザー会の事業実施に必要な事項を速やかに審議、決定するため、幹事会を置く。

2 . その他幹事会の運営等に関して必要な事項は、代表が別に定める。

(委員会)

第 1 6 条 事業の円滑な遂行を図るため、委員会を設けることができる。

2 . 委員会はその目的とする事項について調査、研究し、または審議する。

3 . 委員会の組織および運営に関して必要な事項は、幹事会の議決を得て、代表が別に定める。

(会計)

第 1 7 条 ユーザー会の事業運営に必要な資金は、会員各自が負担する。

(会費)

第18条 会費は無料とする。

(会則の変更)

第19条 この会則は、代表の合意により変更することが出来る。

(解散)

第20条 ユーザー会は、代表の合意を得て解散する事ができる。

(実施細則)

第21条 この会則の実施に関して必要な事項は、幹事会の議決を得て、代表が別に定める。

付則

第1条 ユーザー会の事務局を、東京大学生産技術研究所 計算科学技術連携研究センター内に置く。

(著作権等)

第2条 配布するコンピュータ・プログラムの著作権はコンピュータ・プログラムの著作者に属するものとする。

2. 国家プロジェクトによる成果物は、上記の規定を適用しない。

第3条 この会則は平成16年2月20日から発効する。

以上

平成 16 年 2 月 9 日

ユーザー会役員名簿

代表	大野隆央	(独)物質・材料研究機構
幹事	前一樹	アドバンスソフト(株)
	浜田典昭	東京理科大学
	斎藤峯雄	アドバンスソフト(株)
	宇田毅	日立製作所(株)